

緊急通行車両確認標章・証明書の記載事項変更の手続きについて

緊急通行車両確認標章及び証明書の記載事項を変更の手続きは、交付を受けた警察署への届出が必要となります。

申請方法

「緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書（災害対策基本法施行規則 別記様式第6）」1通と「変更事項が確認できる書面」1通を交通課窓口へ提出してください。

なお、交付を受けている「標章」及び「証明書」も一緒にご提出ください。

申出から「標章」と「証明書」の交付に5日間（行政庁の休日を除く。）ほどかかります。

※注意事項※

- ・ 車両変更の場合は、記載事項の変更手続きによる対応はできませんので、新たな届出をお願いします。
- ・ 届出書の様式を当サイト内に掲出してありますが、警察署の交通課窓口においても届出書を用意しています。
- ・ お問い合わせ、事前相談は、届出先の警察署等へお申し出ください。